

# 指定訪問看護及び介護予防訪問看護の運営規程

愛知さわやかケアセンター

## (事業の目的)

第1条 株式会社愛知さわやかケアセンターが開設する愛知さわやかケアセンター 訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「従業者」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

## (運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。また、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①名称 愛知さわやかケアセンター

②所在地 名古屋市守山区西新10番21号 藤和瓢箪山コープ 101号

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元化に行うとともに自らも指定訪問看護の提供に当たる。

(2) 従業者

従業者（准看護師を除く。）は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）の作成を行う。

ア 看護職員

保健師、看護師又は准看護師 2.5名以上（常勤換算）

看護職員は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

イ 理学療法士等

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

理学療法士等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ 在宅リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 死後の処置料は、5000円とする。

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、名古屋市(守山区・名東区・千種区・北区・東区)尾張旭市・春日井市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、そのた緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医の医師に連絡をし、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(職場におけるハラスメントの防止)

第11条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第13条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第15条

ステーションは、従業者の質的向上を図るための研修会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年4回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、(株)愛知さわやかケアセンターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成24年7月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年6月1日から施行する。
- この規程は、平成26年6月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年7月1日から施行する。
- この規定は、平成29年5月1日から施行する。
- この規定は、令和2年10月1日から施行する。
- この規定は、令和3年6月1日から施行する。
- この規定は、令和4年7月1日から施行する。
- この規定は、令和5年2月1日から施行する。
- この規定は、令和6年3月15日から施行する。
- この規定は、令和6年6月1日から施行する。